



広報

# まっかり

2022  
5  
No.651

真狩川に色鮮やかなこいのぼり



笑顔でつなぐ  
うるおいあふれる村  
まっかり



## 5月号の主な内容

村の財政状況について  
後期高齢者医療制度のお知らせ

■発行／北海道虻田郡真狩村  
〒048-1631  
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地  
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162  
<https://www.vill.makkari.lg.jp>  
■編集／企画情報課企画情報係  
■令和4年5月10日発行

令和4年3月31日における

# 村の財政状況をお知らせします

村では、地方自治法に基づく「真狩村財政事情書の作成及び公表に関する条例」の定めるところにより、村の財政状況を公表することになっています。これは、村民の皆さんに、村の財政状況を知っていただくためのものです。

今回は、令和3年度（令和4年3月31日現在）の一般会計・特別会計の歳入・歳出予算の執行状況、財産・地方債・一時借入金の現在高について公表します。

## 令和3年度一般会計予算執行状況

令和4年3月31日現在（単位：千円）

### ◆歳入

| 款           | 予算現額      | 収入済額      | 執行率(%) |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| 村 税         | 213,453   | 207,961   | 97.4   |
| 地方譲与税       | 45,184    | 47,891    | 106.0  |
| 利子割交付金      | 227       | 167       | 73.6   |
| 配当割交付金      | 620       | 827       | 133.4  |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 500       | 987       | 197.4  |
| 法人事業税交付金    | 400       | 1,409     | 352.3  |
| 地方消費税交付金    | 47,000    | 50,029    | 106.4  |
| 環境性能割交付金    | 3,100     | 3,149     | 101.6  |
| 地方特例交付金     | 2,785     | 2,589     | 93.0   |
| 地方交付税       | 1,610,728 | 1,610,728 | 100.0  |
| 交通安全対策特別交付金 | 1         | 0         | 0.0    |
| 分担金及び負担金    | 7,321     | 7,029     | 96.0   |
| 使用料及び手数料    | 109,972   | 109,458   | 99.5   |
| 国庫支出金       | 413,906   | 391,583   | 94.6   |
| 道支出金        | 126,724   | 93,742    | 74.0   |
| 財産収入        | 38,887    | 37,024    | 95.2   |
| 寄附金         | 31,010    | 31,284    | 100.9  |
| 繰入金         | 61,375    | 33,820    | 55.1   |
| 繰越金         | 117,141   | 117,142   | 100.0  |
| 諸収入         | 72,686    | 54,276    | 74.7   |
| 村 債         | 296,545   | 95,745    | 32.3   |
| 合 計         | 3,199,565 | 2,896,840 | 94.8   |

### ◆歳出

| 款      | 予算現額      | 支出済額      | 執行率(%) |
|--------|-----------|-----------|--------|
| 議会費    | 32,110    | 31,769    | 98.9   |
| 総務費    | 423,433   | 156,071   | 36.9   |
| 民生費    | 502,320   | 423,678   | 84.3   |
| 衛生費    | 221,697   | 180,236   | 81.3   |
| 労働費    | 2,371     | 2,369     | 99.9   |
| 農林水産業費 | 129,803   | 126,106   | 97.2   |
| 商工費    | 84,112    | 82,726    | 98.4   |
| 土木費    | 576,203   | 509,272   | 88.4   |
| 消防費    | 116,217   | 114,731   | 98.7   |
| 教育費    | 265,476   | 227,988   | 85.9   |
| 災害復旧費  | 1         | 0         | 0.0    |
| 職員給与費  | 523,136   | 519,269   | 99.3   |
| 公債費    | 322,186   | 319,411   | 99.1   |
| 予備費    | 500       | 0         | 0.0    |
| 合 計    | 3,199,565 | 2,693,626 | 84.2   |

※歳入歳出とも繰越明許費を含む額で表記

# 令和3年度特別会計予算執行状況

令和4年3月31日現在(単位:千円)

## ◆歳入

## ◆歳出

| 各 会 計 名         | 予 算 現 額 | 収 入 済 額 | 執行率 (%) | 予 算 現 額 | 支 出 済 額 | 執行率 (%) |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国民健康保険事業特別会計    | 125,588 | 101,896 | 81.1    | 125,588 | 121,277 | 96.6    |
| 後期高齢者医療特別会計     | 35,635  | 20,480  | 57.5    | 35,635  | 31,223  | 87.6    |
| 国民健康保険診療所事業特別会計 | 27,844  | 6,200   | 22.3    | 27,844  | 27,599  | 99.1    |
| 簡易水道事業特別会計      | 198,681 | 134,904 | 67.9    | 198,681 | 191,156 | 96.2    |
| 公共下水道事業特別会計     | 158,828 | 106,666 | 67.2    | 158,828 | 112,366 | 70.7    |

# 村有財産の現在高

令和4年3月31日現在

| 基金             | (単位:千円)              | 出資金                | (単位:千円) |
|----------------|----------------------|--------------------|---------|
| 財政調整基金         | 231,162              | 北海道私学振興基金協会出資金     | 48      |
| 地域福祉基金         | 3,929                | 北海道農業信用基金協会出資金     | 1,000   |
| 減債基金           | 44,764               | 市町村職員福祉協会育英事業出資金   | 750     |
| 公共施設整備基金       | 142,531              | 北海道土地改良事業団体連合会出資金  | 100     |
| 真狩村ふるさと応援基金    | 72,353               | ようてい森林組合出資金        | 4,050   |
| 羊蹄山自然公園整備基金    | 47,948               | 北海道国民健康保険団体連合会出資金  | 153     |
| 森林譲与税基金        | 4,800                | 株式会社真狩フラワー振興公社出資金  | 40,500  |
| 防災資機材等整備基金     | 2,450                | 地方公営企業等金融機構出資金     | 300     |
| 簡易水道事業特別会計基金   | 200                  |                    |         |
| 国民健康保険事業特別会計基金 | 45,290               |                    |         |
|                |                      | 備荒資金               | (単位:千円) |
|                |                      | 備荒資金組合納付金          | 239,056 |
|                |                      |                    |         |
| 建物             | (単位:m <sup>2</sup> ) | 債権                 | (単位:千円) |
| 行政財産           | 47,131               | 株式会社真狩フラワー振興公社分貸付金 | 17,500  |
| 普通財産           | 3,100                |                    |         |
|                |                      | 有価証券               | (単位:千円) |
| 土地             | (単位:m <sup>2</sup> ) | 北海道電力(株)株券         | 2,315   |
| 行政財産           | 2,064,507            | 北海道曹達(株)株券         | 140     |
| 普通財産           | 4,199,760            |                    |         |

# 村債現在高

令和4年3月31日現在(単位:千円)

| 会計別        | 一 般 会 計   | 国民健康保険事業<br>特 別 会 計 | 国民健康保険診療<br>所事業特別会計 | 簡 易 水 道 事 業<br>特 別 会 計 | 公共下水道事業<br>特 別 会 計 | 計         |
|------------|-----------|---------------------|---------------------|------------------------|--------------------|-----------|
| 借入金        |           |                     |                     |                        |                    |           |
| 政 府 資 金    | 1,918,221 | 382                 | 77,128              | 668,917                | 127,688            | 2,792,336 |
| 地方公共団体金融機構 | 27,208    | 402                 |                     | 16,467                 | 62,055             | 106,132   |
| 北海道信用金庫    | 420,879   |                     |                     | 5,600                  | 163,469            | 589,948   |
| 計          | 2,366,308 | 784                 | 77,128              | 690,984                | 353,212            | 3,488,416 |

# 一時借入金残高

令和4年3月31日現在(単位:千円)

北海道信用金庫 150,000



# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～窓口負担割合が見直されました～

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。
- 窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体の約20%の方です。

| 令和4年9月30日まで |         | 令和4年10月1日から |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 区分          | 医療費負担割合 | 区分          | 医療費負担割合 |
| 現役並み所得者     | 3割      | 現役並み所得者     | 3割      |
| 一般所得者*      | 1割      | 一定以上所得のある方  | 2割      |
|             |         | 一般所得者*      | 1割      |

被保険者全体の約20%

### 対象となる方の判定について

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。
- 住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります\*。
- 令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月中に被保険者証を交付します。※詳細については今後の広報まっかり等でお知らせします。

## ■保険料の計算方法（令和4年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

|                                       |   |                                                                |   |                                      |
|---------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------|
| <b>均 等 割</b><br>【1人当たりの額】<br>51,892 円 | + | <b>所 得 割</b><br>【被保険者本人の所得に応じた額】<br>(令和3年中の所得－最大43万円) × 10.98% | = | 1年間の保険料<br>【限度額66万円】<br>(100円未満切り捨て) |
|---------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------|

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## ■ 1 年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の限度額が、次のとおり見直しされました。

令和 3 年度 64 万円 ▶▶▶ 令和 4 年度 66 万円

## ■ 年間保険料額の例（令和 4 年度）

● 単身世帯の場合

| 年金収入   | 均等割<br>軽減 | 令和 4 年度   | 前年度比    |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 80 万円  | 7 割       | 15,500 円  | ▲ 100 円 |
| 196 万円 | 5 割       | 73,100 円  | ▲ 100 円 |
| 220 万円 | 2 割       | 115,000 円 | ▲ 200 円 |
| 240 万円 | なし        | 147,400 円 | ▲ 100 円 |

● 夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

| 夫の<br>年金収入 | 区分     | 均等割<br>軽減 | 令和 4 年度               | 前年度比               |
|------------|--------|-----------|-----------------------|--------------------|
| 80 万円      | 夫<br>妻 | 7 割       | 15,500 円<br>15,500 円  | ▲ 100 円<br>▲ 100 円 |
| 196 万円     | 夫<br>妻 | 5 割       | 73,100 円<br>25,900 円  | ▲ 100 円<br>▲ 100 円 |
| 230 万円     | 夫<br>妻 | 2 割       | 126,000 円<br>41,500 円 | ▲ 100 円<br>▲ 100 円 |
| 275 万円     | 夫<br>妻 | なし        | 185,800 円<br>51,800 円 | ▲ 200 円<br>▲ 200 円 |

令和 4 年度の保険料額は、6 月に個別にお知らせいたします

お問合せ

真狩村役場住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

## 児童手当についてお知らせ

中学校卒業までの児童を養育する方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

なお、公務員の方は勤務先から手当が支給されますので、勤務先で手続きしてください。

【申請の種類】

| 種類      | 内 容                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 認定請求    | 出生、転入等により新たに受給資格が発生したとき                                |
| 額改定請求   | 第 2 子出生などにより対象児童に増減があるとき<br>(中学校を卒業し、手当が減額になるときは不要です。) |
| 変更届     | 村内で転居するときなど                                            |
| 受給理由消滅届 | 転出等により受給資格が消滅するとき<br>(転出先の市町村で新たに認定請求が必要です。)           |

【支給額】

| 児童の年齢     | 児童手当（月額）                    |
|-----------|-----------------------------|
| 3 歳未満     | 15,000 円                    |
| 3 歳以上～小学生 | 10,000 円（第 3 子以降は 15,000 円） |
| 中学生       | 10,000 円                    |

【支給日】

| 支給日       | 支給対象月    |
|-----------|----------|
| 6 月 10 日  | 2 月～5 月  |
| 10 月 10 日 | 6 月～9 月  |
| 2 月 10 日  | 10 月～1 月 |

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、  
特例給付として月額 5,000 円の支給または支給停止になります。

※各月 10 日が土曜日、休日の場合  
はその前の平日になります。

お問合せ

住民課福祉係 ☎ 0136-45-3612



## 令和4年度 国民健康保険税のお知らせ

令和4年度の国民健康保険税をお知らせします。なお、国保税の納税通知書は6月21日頃発送予定です。

### 1 令和4年度国民健康保険税率

|                                                           | 0歳～74歳    |           | 40歳～64歳   | 合計          |
|-----------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|                                                           | ①医療分      | ②後期高齢支援分  | ③介護分      |             |
| 前年所得に対して※所得割<br>※※計算方法は、所得額-最大43万円<br>(所得により控除が異なる場合有)で計算 | 7.83 %    | 2.59 %    | 1.84 %    | 12.26 %     |
| 国保一人当たり<br>※均等割                                           | 25,294 円  | 8,544 円   | 8,376 円   | 42,214 円    |
| 国保一世帯当たり<br>※平等割                                          | 25,737 円  | 8,694 円   | 6,501 円   | 40,932 円    |
| 賦課限度額                                                     | 650,000 円 | 200,000 円 | 170,000 円 | 1,020,000 円 |

- 1 計算方法は住民票上の1世帯単位ごとに行い、その世帯を構成している国保の方の所得及び人数に応じた計算になります。国保税は原則、世帯主に課税されます。(国保に加入していない世帯主も含まれます。)
- 2 ①医療分と②後期高齢者支援分はすべての国保加入者について、計算します。  
③介護分は、世帯内に40歳～64歳の方がいる場合に、①+②に上乗せされます。

|   |                                                                                                                                                                                             |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q | 今回、国保税率が改定された理由は何ですか？                                                                                                                                                                       |
| A | 令和4年度の北海道に納める納付金が減少したため。(対前年比△4.2%減)<br>道の納付金は、町村ごとの所得、加入者数及び医療費に応じ、決定されています。<br>国保上の本村の所得の割合と、国保加入者数の割合が減少したことから、全道に占める本村の納付金割合が前年度より減少し、本村の税率を変更しています。また、道で均等割と平等割の賦課割合を変更したため村も変更しております。 |

### 2 国民健康保険税の軽減制度 ～未就学児に対する均等割り軽減の新設～

世帯の所得が一定基準以下の場合、国保税の一人当たり額(均等割)及び一世帯当たり額(平等割)が軽減されます。また、令和4年度より、4月1日時点で6歳未満の方または4月1日以降に出生された方(未就学児)に対する医療分及び後期高齢者支援分の均等割が5割軽減され、下表の軽減に該当する世帯は、軽減後の額から更に5割軽減となり、これらの軽減軽減に係る手続きは不要です。なお、軽減対象世帯の納税通知書は、軽減後の税額でお知らせしています。(世帯に未申告者がいる場合、軽減適用されない場合があります。)

| 軽減割合 | 基準となる所得額※1                                                    |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 7割軽減 | 世帯の所得の合計額が<br>43万円+10万円×(給与所得者等※3の数-1)以下                      |
| 5割軽減 | 世帯の所得の合計額が<br>43万円+(28万5千円×被保険者数※2)<br>+10万円×(給与所得者等※3の数-1)以下 |
| 2割軽減 | 世帯の所得の合計額が<br>43万円+(52万円×被保険者数※2)<br>+10万円×(給与所得者等※3の数-1)以下   |

- ※1 世帯主(国保以外の世帯主も含む)、  
被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額  
※2 被保険者及び特定同一世帯所属者の合計数  
※3 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方  
・給与等の収入金額が55万円を超える方  
・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満、125万円(65歳以上)を超える方

#### 特定同一世帯所属者とは？

国保から後期高齢者医療に移行した方で、継続して国保世帯に加入している方。世帯主が変更になったり、後期移行前の世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

○その他、特定世帯軽減や被扶養者軽減がありますが、詳細は担当までお問合せください。

お問合せ

真狩村役場住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612  
真狩村役場税務課税務係 ☎ 0136-45-3611



## 国民年金基金のお知らせ

### 国民年金基金とは？

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら掛金を積立て、老後により充実した年金を受取ることができる公的な年金です。

### 加入できる方は？

- ①国民年金の第1号被保険者（基金加入時に、保険料免除・納付猶予の方を除きます）
- ②国民保険の任意加入者（60歳～65歳未満の方や海外在住の方）です。

### その特徴は？

- ①掛金が全額「社会保険料控除」で、受取る年金も「公的年金等控除」の対象です。
- ②受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。
- ③万一の時はご遺族に一時金が支払われます。（遺族補償のないB型も選べます）
- ④掛金は、加入時の年齢で一定。お休みや増減も可。

お問合せ

住民課戸籍年金係 ☎ 0136-45-3612



## 固定資産税についてお知らせとお願い

令和3年中に、新築、増改築をされた家屋は、令和4年度から固定資産税の対象となります。

なお、固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産（総称して「固定資産」といいます）を所有している人がその所在している市町村に納める税金です。

家屋の取り壊しなどは、1月1日が基準日となり、基準日以降に取り壊しても、課税の対象となります。

### 家屋とは？

建物の認定基準は、「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう」とされ、「外気分断性」「土地への定着性」「用途性」の3つを要件としています。

この3つの要件を総合的に判断し、家屋として認められる場合、建物の面積の大小に関係なく固定資産税が課税されます。

※家屋を新築した場合、税務課職員が調査に向かいます。

### 家屋の3つの要件とは？

#### 1. 外気分断性

屋根、周壁により外気を分断しうる構造を備えていること。

#### 2. 土地への定着性

建物とは、物理的に土地に固着しており、一定期間を過ぎれば解体してしまうようなものではなく、今ある状態で継続的に使用されること。

#### 3. 用途性

建造物が家屋本来の目的（住居、作業、貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供し得る一定の利用空間が形成されている状態のこと。

家屋の新築・増改築・取壊しを行ったときは、税務課へ連絡をお願いします。



## 令和4年度固定資産縦覧のお知らせ

真狩村内に土地又は家屋を所有している固定資産税の納税者の方は、7月25日までの間、土地・家屋の固定資産課税台帳及び名寄帳の閲覧をすることができます。

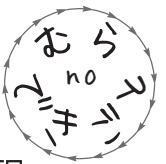
課税台帳及び名寄帳には、その所在地・地目（家屋には種類や構造）・地積（家屋は床面積）・評価額・課税標準額等が記載されています。

- ◆縦覧期間 令和4年7月25日（月）まで
- ◆縦覧時間 午前9時から午後5時まで  
（ただし、平日12時～13時  
土・日・祝日除く。）
- ◆縦覧場所 真狩村役場税務課

お問合せ

税務課固定資産税係（☎ 0136-45-3611）





QRコードのある記事は、ブログでも紹介しています



#### 4 / 13 保育所で交通安全教室



まっかり保育所で、倶知安警察署真狩駐在所の小竹所長による交通安全教室が行われました。

道路では遊ばない、道路に飛び出さない、車の近くで遊ばない、この3つを守ると約束し、信号を渡る時は右・左・右の指さし確認をする練習をしました。

小竹所長、お忙しい中ありがとうございました。



#### 4 / 18 今年も歌は自粛します ～細川たかし像



雪解けが進み、冬期間はシートで保護されていた「歌う細川たかし像」が姿を現しました。

コロナ禍のため、今年も台座部分にある手形センサーは設置せず歌声を聴くことは叶いませんが、羊蹄山をバックに真狩川河川公園に立つ凛々しい姿が見られます。お散歩がてら心の中で名曲の数々を歌ってください。



#### 4 / 20 春の火災予防運動



4月20日から30日までの11日間、全道一斉に「春の火災予防運動」が実施されました。

初日には消防車がPRパレードを行い、統一標語の「おうち時間 家族で点検 火の始末」をはじめ、火災予防を呼びかけました。ご家庭では火の取扱いに十分注意し、火の用心をお願いします。



#### 4 / 22 新1年生に本のアルバム

4月23日の「子ども読書の日」に合わせ、毎年村内の小学1年生に「本のアルバム」をプレゼントしています。「真狩村子どもたちの読書活動推進委員会」が本に親しむきっかけにと作成しているもので、この日はゆり姉さんも真狩小学校を訪れ、子どもたちは大喜びでした。学校図書室や公民館図書室で、たくさん借りて読んでくださいね。目指せ、50冊！





◀ 真狩小学校 (4 / 6)



入学  
おめでとうございます



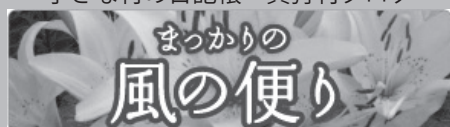
▲ 真狩中学校 (4 / 7)



◀ 真狩高校 (4 / 10)



村の話題を毎日お伝えします！  
小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ  
(<https://www.vill.makari.lg.jp/>)  
から、クリックして  
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報  
真狩村 Facebook ページ



## 「こどもを守る 110 番の店」のお知らせ

市街地にある事業所の皆さまのご協力で、「こどもを守る 110 番の店」が増えました。

これは、子どもが不審者から声かけやつきまといなどの被害に遭ったり、遭いそうになったと助けを求めてきたときに、子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などに連絡して安全確保にご協力をお願いするものです。



村内の事業所が増えたことから新たに登録をお願いし、登録事業所にポスターを掲示しています。お店等に行った際にご家族でご確認ください。

また、倶知安警察署真狩駐在所との連携企画として、5月1日～31日の期間で、小学生を対象にスタンプラリーを実施しています。

ふるってご参加ください。



お問い合わせは教育委員会へ  
TEL45-3336, FAX45-3338



## 公民館図書室だより



- 開館 火～金曜日  
午前9時～午後9時  
土・日・祝日  
午前9時30分～午後6時
- 貸出 1人10冊、14日間  
※図書室に係が不在時は、教育委員会事務局へお越しください。

雪もだいぶ少なくなり、ポカポカした天気が続いていますね。春はスピードを出しがちになる車や、遊んでいる時に道路へ飛び出さないように注意し、交通安全を守りましょう。

図書室では、生誕100周年の三浦綾子さんと長谷川町子さんの本を展示・貸出しています。ぜひ、ご覧になって下さい。

借りたい本が図書室になかった場合は、リクエストカードを用意していますのでお気軽にご利用ください。対応できない場合もありますが、その際はご了承ください。

この他にも新しい本が入荷しております。公民館図書室のFacebookでも紹介しています。



## おすすめの本



「春秋の檻」 藤沢周平

「獄医立花登手控え」シリーズ(全4冊)

藤沢周平の本は人に対する優しさがあふれていて、読後感がさわやかで時代物でも読みやすい本です。「蝉しぐれ」が有名ですが、今回はNHKでドラマ化もされている「立花登」シリーズをお勧めします。



叔父を頼りに東北の小藩から江戸へやってきて伝馬町牢屋敷にて獄医を務めることとなった若い医師立花登が、囚人たちにまつわる事件を得意の柔術と推理で次々に解決していくエンターテインメントです。

一話一話の中に市井の人々のさまざまなドラマがあり、ときにはすっきりと時には悲しく解決に導いていきます。また、話が進むごとに立花登の心境が変化して成長していく姿は楽しいです。



## 図書室の新しい本



「奇跡」 林真理子

男は世界的な写真家、女は梨園の妻。生前、桂一は博子に何度も言ったという。「僕たちは出会ってしまったんだ」出会ってしまったが、博子は梨園の妻で、母親だった。「不倫」という言葉を寄せつけないほど正しく高潔な二人。これはまさしく「奇跡」なのである。

一生に一度、林真理子が描かずにはいられなかった愛の「奇跡の物語」。





## 喫煙と健康 ～受動喫煙防止は、マナーからルールへ

たばこを吸うことで、各種のがん、循環器や肺の病気、妊娠出産への影響があることや、たばこの副流煙には発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの有害物質がたくさん含まれ、周りの人の病気の危険性も高まることは、ご存じの方も多いと思います。喫煙のルールも厳しくなっていますね。

加熱式たばこや電子タバコは「健康的なもの」と思ってはいませんか？包装容器に「健康への悪影響は否定できません」など記載されているのをご存じですか？

煙が出ないので、タールは減っていますが、ニコチンや発がん性物質については、ゼロではありません。煙のように目に見えることはありませんが、吐き出された呼気の中に有害物質（エアロゾル）は含まれています。

たばこの本数が1日2～3本と少なくとも心臓病のリスクがあるのと同じように、リスクが低いとは言えないようです。「加熱式たばこ＝紙たばこ」ということを忘れないでください。

電子タバコは、紙たばことは違いますが、ニコチンを含むものも多数あり、有害物質は紙たばこ変わらないものもあるようです。

ニコチンを含まない電子タバコで満足できるのであれば、たばこは必要ないですね。「禁煙パイポ」が懐かしいですね。

5月31日は世界禁煙デー＆5/31～6/6は禁煙週間です。

お問合せ

住民課保健係 ☎ 0136-45-3612

## 発信★子育て支援情報

### 子育て支援センターゆうゆうの様子

令和4年度の講座開催予定をお知らせします。

詳しい日程等は講座が近くなりましたら、広報紙や公式LINE・防災無線等でお知らせします。

6月 「ベビーマッサージ」

7月 「おもちゃについて」

8月 「抱っこについて」

10月 「子どもの成長・発達について」

1月 「女性の身体・ホルモンについて」

2月 「噛む力と飲み込む力について」

真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」  
.....  
月～金曜日（年末年始、祝日を除く）  
・あそびのひろば 午前10時～午後4時  
・子育て相談 午前8時45分～午後5時30分  
☎0136-45-2181 FAX 0136-45-3528  
e-mail sien\_yuyu@vill.makkari.lg.jp

※このほか、お散歩会や保育所行事にも参加する予定です。お気軽にお問合せください。



子育て支援センターゆうゆうの  
LINE 公式アカウント  
お友達登録をお願いします♪



# まっかりカーボンニュートラル通信

## ～地球温暖化の現状

vol. 4



現在、地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス 19℃くらいになります。太陽の光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収して大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、地球の気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えており、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

現在以上の温暖化対策をとらなかった場合、最高気温が 30℃以上となる真夏日の日数は更に増加することが予測されています。東京の現在の真夏日は年間約 46 日ですが、21 世紀末には、年間約 103 日、1 年の 3 割近くが真夏日となります。海面水位の上昇は、沿岸や低平地、小島嶼（しょうとうしょ）に住む人々の暮らしに大きな影響を与えます。台風による高潮、沿岸域の氾濫、海岸侵食による被害をより多く受けることになります。

さらに食料生産への影響も現れています。リンゴは秋に色づきますが、その時期の気温が高いと色づきが悪くなったり遅くなったりします。収穫時期は色づきの程度で判断するため、収穫時期に影響が出ます。愛媛県などで栽培がさかんな温州みかんも 2050 年頃には栽培に適さない地域となってしまう恐れがあります。

温室効果ガスの削減には、私たちの生活スタイルを見直し、行動する必要があります。

小さな一歩ですが、今月号から広報まっかりは環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用することにしました。

来月は、私たちの生活から排出される二酸化炭素についてお知らせします。



## 自衛官募集説明会のご案内



| 説明種目             | 日 時                     | 場 所                  | 備 考                            |
|------------------|-------------------------|----------------------|--------------------------------|
| 一般曹候補生<br>自衛官候補生 | 6月12日(日)<br>10:00～15:00 | 札幌地方協力本部<br>倶知安地域事務所 | ※左記の日時以外での説明会をご希望の方は別途調整を承ります。 |
|                  | 6月19日(日)<br>10:00～15:00 |                      |                                |

お問合せ

倶知安地域事務所 ☎ 0136-23-3540

# お知らせ

詳しくは関係機関に  
お問い合わせください

6月1日は

「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では電話の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問合せください。  
問 総務省北海道通信局  
☎ 011・737・0099

## 新規学校卒業者の採用 準備を始めませんか？

令和5年3月新規高等学校卒業者の求人は、6月1日から受付を開始します。

新規学校卒業者の多くが地元での就職を希望しています。就職希望の生徒にいち早く情報提供できるよう、早期

に採用計画を立てていただき、ハローワークへ求人申し込みいただきますようお願いいたします。

新規学卒者用求人は既卒者の応募可能とすることもできます。極力、卒業後3年以内の方が「新卒枠」で応募できるようにご検討願います。

なお、新規高等学校卒業者の選考開始等の日程は右記のとおりです。

■新規高等学校卒業者の選考日程等

○求人受付開始 6月1日  
○求人公開開始 7月1日  
○推薦（紹介）開始 9月5日

○選考・採用内定開始 9月16日

問 ハローワーク岩内  
☎ 0135・62・1262

## 6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労

状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

①就労が認められる在留資格であること。

②雇い入れ、離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。

③労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

問 小樽労働基準監督署 俱知安支署  
☎ 0136・22・0206

## 山菜採りのシーズン 遭難等に注意！

山菜採りなどで山に親しむ機会が増え、遭難事故が増加する時期になりました。次のことに注意して安全に楽しんでください。

でください。

・家族に「行き先」と「帰宅予定時間」を知らせる

・複数人で行動しましょう

・天気予報等で天候を確認

・体調が悪いときはやめる

・軽装は危険です。長袖、長ズボン、目立つ色を着用

・携帯電話、食糧、水を用意

【道に迷ったら】

・むやみに歩かず、風雨が避けられる場所で救助を待つ

・高い音が出る物（ホイッスル）や光るものなどで捜索

隊に知らせる

【ヒグマに遭わないために】

・出没のあった場所には近づかないようにし、鈴を鳴らすなど音で人の存在や接近をヒグマに知らせましょう

・ヒグマの足跡や糞を見たら引き返す



## まちの事件簿

～地域安全ニュース～

### 事件関係

・3月2日、道道岩内洞爺線において走行中の車両が雪山に衝突する事故が発生しました。

### 交通事故

・3月2日、道道岩内洞爺線において走行中の車両が雪山に衝突する事故が発生しました。

### 3月末交通事故発生状況

| 区分 | 年別 | 4年  | 3年  |
|----|----|-----|-----|
| 人身 |    | 0件  | 1件  |
| 物損 |    | 16件 | 23件 |
| 死者 |    | 0名  | 0名  |



真狩村防犯協会・俱知安警察署

# 人の動き

## こんにちはよろしく

社 大町 すぐる 傑  
4/11(徹)



## いつまでもお幸せに



## ご冥福をお祈りします



## 世帯と人口 (4月26日現在)

前月末比

世帯 967戸(+16)  
人口 1,948人(+9)  
(男) 974人(+6)  
(女) 974人(+3)

### 行政への苦情は行政相談委員へ

行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

真狩村行政相談委員 遠藤美也子  
真狩村字真狩 44 番地 37 (TEL45-2764)

### ご利用ください

### ようてい地域消費生活相談窓口

相談専用電話 0136-44-1600

平日 午前8時40分～午後5時15分

悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務課総務係でも相談できます。)

### しりべし弁護士相談センター

後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

#### 5月の相談日程

11日(水)・18日(水)・25日(水)

#### 6月の相談日程

1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水) 29日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時～午後4時
- 電話 0135(62)8373

### 「アオサギ」



広報まっかりでは、村内の四季や畑の様子などの日常を切り取った写真を募集しています。

【お問合せ・投稿】企画情報課企画情報係

✉ kikaku@vill.makkari.lg.jp

## ふるさと文芸

薄れゆく思い出たどるアルバムは

古いの安らぎ心遊ばす

池田 チセ

今朝もまたパジャマの釦かけ違い

「おはようさん」とご機嫌な母

池田 清美

北京五輪飛んだり跳ねたり滑ったり

選手の演技まるで神業

大廣キヨノ

苦勞した大正生まれの母の文

鉛筆文字は私の宝

気田 シナ

「まだ少しロマンズグレイは早いよね」

二人で染め合う夕食の後

仁司 雅子

ひらひらと曇り硝子の向こう側

木の葉のような外灯の雪

伊藤 有一

ライン友一人作って遊びほけ

老いの日暮らし退屈なしよ

谷口安佐子

昨日まで同じ空気を吸う人の

今朝は旅立つ花に埋もれて

筒井 淑子